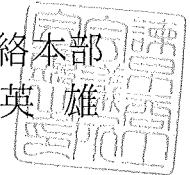


平成 21 年 11 月 12 日

よみがえれ！有明訴訟弁護団
団長 馬奈木 明雄 様

諫早湾防災干拓事業推進連絡本部
本部長 栗林 英雄



諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門に関する

公開質問状について（回答）

当本部は、諫早湾防災干拓事業による防災と農業への効果が地域の防災機能の向上と地域農業の振興発展に極めて重要であるという基本認識に立ち、平成 13 年以来、諫早湾防災干拓事業の早期完成に向けて、国をはじめ関係諸機関に対し、多くの地域住民と一丸となって働きかけを行い、運動を展開するとともに、平成 20 年 6 月以降は当該事業の効果に壊滅的な影響を及ぼす潮受堤防排水門の開門に絶対反対の立場に立ち運動を強力に推進してきている所であります。

特に潮受堤防と調整池を中心とした防災機能の効果は、既に平成 11 年 9 月の台風 18 号及び平成 16 年 8 月の台風 16 号における高潮や浸水及び塩害等の被害からの回避により実証されており、地域住民もその効果を高く評価していると認識しています。

また、後背農地の排水状態も改善され、そこでは、麦作の定着化や大豆作の団地化とともに施設園芸の規模拡大も進む等、営農の多様化と農業生産性の向上が図られており、新干拓農地における大規模な環境調和型農業の展開と相俟って、地域農業の振興に多大な効果を発揮している所であります。

更に調整池には新たなる淡水系の自然環境が形成され、数多くの魚類や植物、鳥類などの多様な生物の共存が図られています。

当本部としては、このような諫早湾防災干拓事業の効果が排水門の開放により壊滅的な影響を受けることは必至であるとの認識に加え、排水門の開門よって、地域の農業はもとより漁業や環境においても新たな問題と混乱を招来するとの認識に立っており、排水門の開放には絶対反対であります。今後ともその立場を堅持し国等への働きかけを強めて運動を推進していくこととしていますので、この旨、明確にお伝えすることで、先の公開質問状及び協議の申し入れについての回答に代えさせて頂きます。

以上